

第3期

和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和8年4月策定

## 第1章 基本的事項

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	定義等	2
	(1) 法律上の定義	2
	(2) 医学上の定義	2
	(3) ギャンブル等依存症者等	2
	(4) 関係事業者	2

## 第2章 現状と課題

1	依存症の状況	3
	(1) 全国における依存症の状況	3
	(2) 本県における依存症の状況	3
2	依存症関連問題の状況	9
3	関係事業者の状況	10
	(1) 全国における関係事業者の状況	10
	(2) 本県における関係事業者の状況	15
4	本県の依存症対策の現状	18
	(1) 普及啓発	18
	(2) 相談支援体制	19
	(3) 治療体制	19
	(4) 回復支援体制	21
	(5) 連携協力体制	21
5	本県の依存症対策の課題	22
	(1) 予防教育・普及啓発	22
	(2) 相談支援体制	22
	(3) 治療体制	22
	(4) 回復支援体制	22
	(5) 連携協力体制	22

## 第3章 基本的な考え方

1	基本理念	23
2	基本方針	24
	(1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及	24
	(2) 必要な支援につなげる相談支援体制の強化	24
	(3) 医療の質の向上と医療体制の強化	24

- (4) 回復支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (5) 依存症関係機関による連携協力体制の構築・・・・・・・・・・ 24

#### 第4章 基本的施策

- 1 予防教育・普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - (1) 予防教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - (2) 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 相談・治療・回復支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
  - (1) 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
  - (2) 治療支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
  - (3) 回復支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 包括的な連携協力体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 4 違法に行われるギャンブル等への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
  - (1) 違法賭博店等の取締・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
  - (2) 各パチンコ営業所における依存症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
  - (3) 違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されていること  
等の広報・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 5 関係事業者による取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
  - (1) 競輪場による取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
  - (2) ぱちんこ業者による取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
  - (3) 場外馬券場による取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

#### 第5章 推進体制等

- 1 計画の進行管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 2 計画の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 3 関連施策との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

## 第1章 基本的事項

### 1 計画の趣旨

ギャンブル等依存症は、自身に病識がない方が多く、ギャンブル等にのめり込む自身をコントロールできなくなり、多重債務を招くだけでなく、自殺や犯罪等にもつながるなど日常生活や社会生活に深刻な問題を生じさせることに加え、家族等に対しても深刻な影響を招く場合があることから重大な社会問題となっています。

このような状況の中、国は、ギャンブル等依存症対策の基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、国民の健全な生活の確保を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、平成30年10月に、「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）（以下、「基本法」という。）を施行し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成31年4月には、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定しました。令和7年3月には、令和4年の基本計画を変更した新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

また、令和7年6月には基本法が改正され、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止を明確化し、国や地方自治体は、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図ることが明記されました。

基本法第13条では、国が策定した基本計画を基に、都道府県の実情に即した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するよう努めなければならないと規定されています。

和歌山県では、法の基本理念に基づき、総合的かつ計画的なギャンブル等依存症対策を推進していくため、基本計画に基づき、令和5年4月に策定した「第2期和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を変更し、「第3期ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定しました。

この推進計画に基づき、総合的なギャンブル等依存症対策を実施し、県民の方々の健全な生活の確保を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、様々な取組を行っていきます。

### 2 計画の位置づけ

推進計画は、基本法第13条に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進を図るために策定するものであり、本県が取り組む基本的な計画として位置づけます。

計画策定にあたっては、「和歌山県保健医療計画」、「和歌山県自殺対策計画」、「和歌山県アルコール健康障害対策推進計画」等関連計画と整合性を図っています。

### 3 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

### 4 定義等

#### (1) 法律上の定義

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義しています。

なお、推進計画においても、同様に定義しています。

#### (2) 医学上の定義

精神科診断基準には、ICD及びDSMがあり、これらの基準に基づき、ギャンブル等依存症の診断が行われています。ギャンブル等依存症は、ICD-10（※1）の分類では「病的賭博」に、DSM-5（※2）の分類では「ギャンブル障害」に位置づけられている精神疾患であり、我が国では、ICDの基準による診断が主流となっています。

#### (3) ギャンブル等依存症者等

推進計画における「ギャンブル等依存症者等」とは、法律上のギャンブル等へののめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者及び医学上で既に精神疾患と診断されている者であり、ギャンブル等依存症の疑いのある方も含んでいます。

#### (4) 関係事業者

推進計画における「関係事業者」とは、全国では、競輪の各施行者、競馬主催者等、モーターボート競走及びオートレースの各施行者並びにパチンコ店を営業している事業者を指します。本県では、競輪施行者である県、県内でパチンコ店を営業している事業者及び場外勝馬投票券発売所（以下、「場外馬券場」という。）を有する事業者を指します。

（※1）世界保健機構（WHO）が身体・精神疾患に関する世界共通の分類を目指して作成した「国際疾病分類」の第10版です。なお、令和4年1月に、WHOは、ICD-10を改訂し、ICD-11を発表しており、ICD-11は、日本では令和9年中に適用され、病的賭博は「ギャンブル行動症」と改名され、「嗜癖行動症候群」に分類される見込みです。

（※2）アメリカ精神医学会（APA）が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」の第5版です。

## 第2章 現状と課題

### 1 依存症の状況

ギャンブル等依存症対策を講じていく上で、正確な実態を把握することが不可欠であることから、国は基本法第23条及び基本計画に基づき、3年毎に実態調査等を実施することとしています。

なお、現時点でのギャンブル等依存症の状況は、以下のとおりとなっています。

#### (1) 全国における依存症の状況

令和5年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにより、第2回目の実態調査が実施されました（出典：松下幸生、古賀佳樹、新田千枝、浦山悠子、柴山笑凜、遠山朋海、伊東寛哲、木村充；令和5年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」、2024年）。

同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の1.7%（約182万人）と推計しています。

また、基本法第32条に基づいて設置されるギャンブル等依存症対策推進関係者会議での議論を踏まえて、同調査で宝くじについて前回より詳細な調査が実施され、一部の宝くじは、ギャンブル等依存症が疑われる者に比較的好まれやすいことが推測されるという結果となっています。基本計画には、ギャンブル等依存症が疑われる者が宝くじを購入することもあることを踏まえ、全国自治宝くじ事務協議会（※3）が自主的な取組を推進すると記載しています。

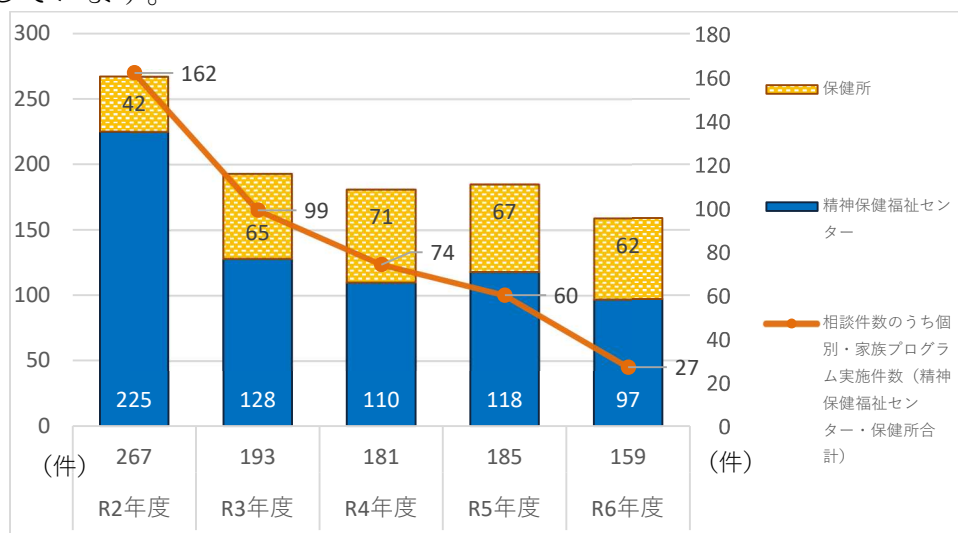
（※3）宝くじ発売事務を共同で管理、執行するため、全国の都道府県及び政令指定都市で構成された組織です。

#### (2) 本県における依存症の状況

上記の疫学調査を基に本県成人人口（約76万人）から換算すると、過去1年以内に「ギャンブル等依存症が疑われる者」の推計は約13,000人となります。しかしながら、これら数値に比べ、実際に相談窓口を訪れる人や医療につながる人は少ないことが推察されます。

### 【ギャンブル等依存症延べ相談件数】

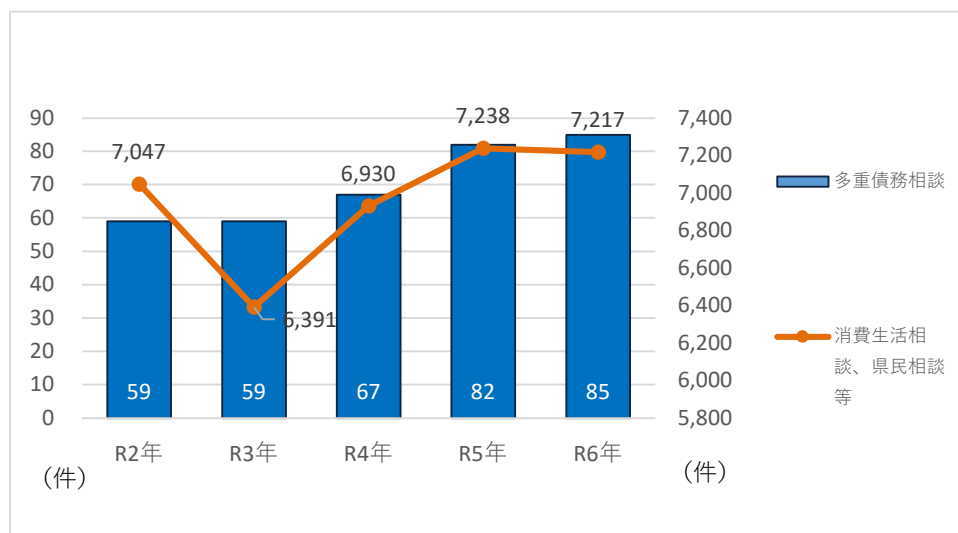
- 精神保健福祉センターや保健所に寄せられたギャンブル等依存症に関する相談件数は、令和6年度で159件となり、第1期推進計画の初年度である令和2年度と比べると59.6%減少しています。相談件数のうち個別・家族プログラムの実施件数は、令和6年度は27件と令和2年度と比較すると大幅に減少しています。



[こころの健康推進課調べ]

### 【多重債務延べ相談件数】

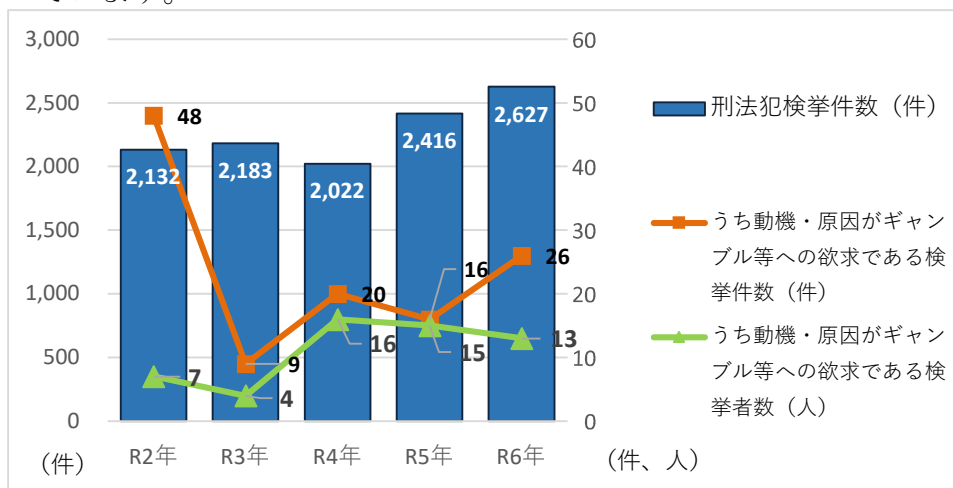
- 和歌山県消費生活センターや県民生活課が行っている消費生活相談、県民相談及び多重債務相談会での相談件数は、令和2年から令和6年までの年間相談件数は平均で約7,000件です。そのうち、多重債務相談件数は、令和2年の59件に比べ、令和6年には44.1%増加し、85件となっています。相談の中には、ギャンブル等に関連した内容もあります。



[県民生活課調べ]

### 【犯行の動機・原因がギャンブル等への欲求である刑法犯検挙件数】

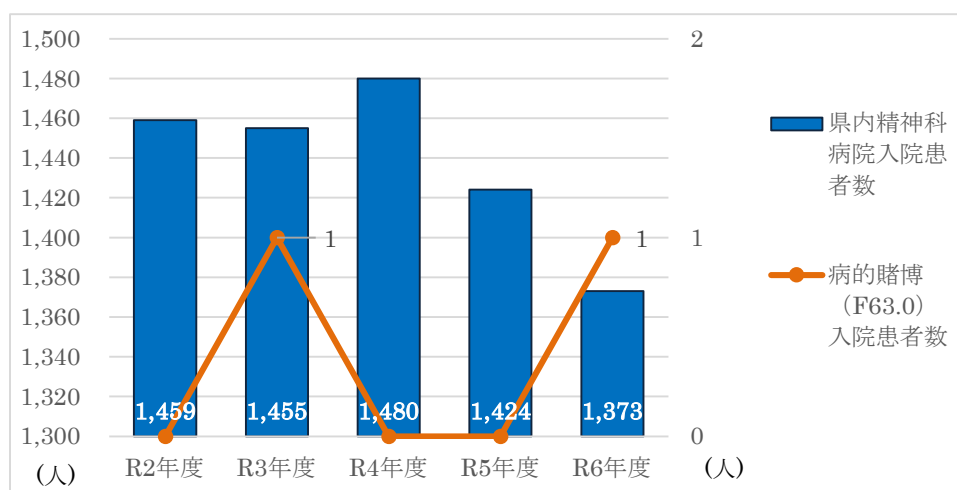
- 県内での刑法犯検挙件数は、年によって増減はありますが、令和2年と令和6年を比較すると23.2%増加しています。そのうち、犯行の動機や原因がギャンブル等への欲求である刑法犯検挙件数は、令和6年で26件となっています。犯行の動機や原因がギャンブル等への欲求である刑法犯検挙者数についても、年によって増減はありますが、令和2年では7人、令和6年には13人となっています。



[警察本部調べ]

### 【病的賭博 (F63.0) による入院患者数】

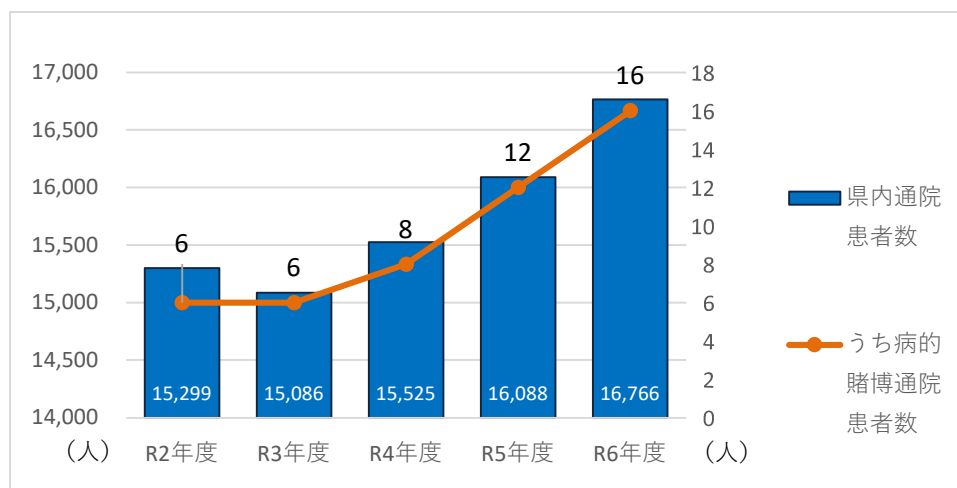
- 各年6月30日時点の精神科病院への入院患者数は、令和2年度と令和6年度を比較すると、入院患者数は5.9%減少しています。主疾病が病的賭博 (F63.0) である入院患者数は、令和3年と令和6年でそれぞれ1人となっています。



[出典：精神保健福祉資料 (630 調査) からこころの健康推進課調べ]

### 【病的賭博（F63.0）による通院患者数】

- 自立支援医療（※4）による精神通院医療の受給者数は、令和6年度には令和2年度から9.6%増加しています。なお、主疾病が病的賭博（F63.0）である通院患者数は令和2年度には6人でしたが、令和6年度では16人となっています。



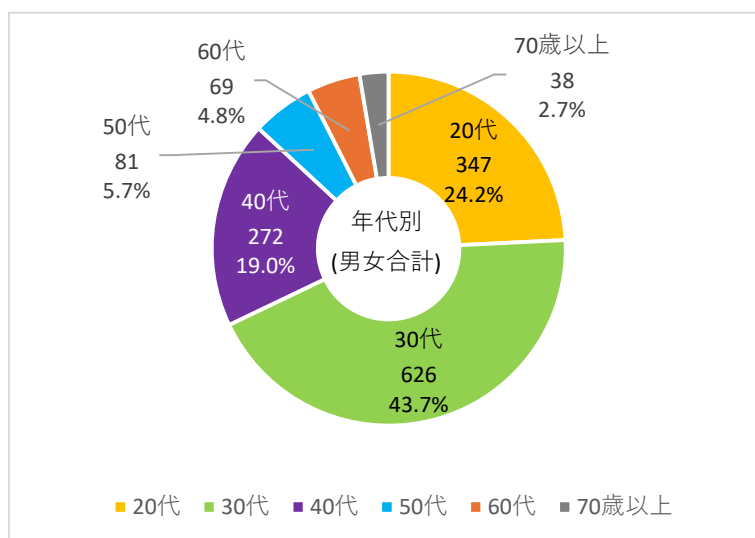
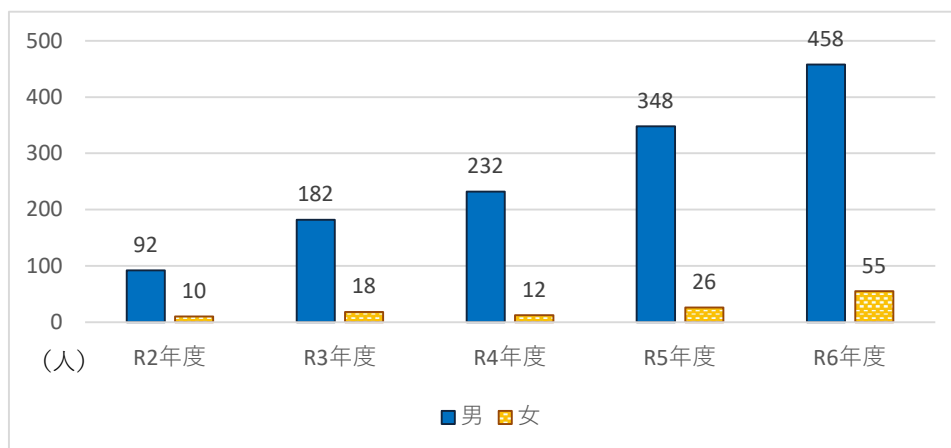
[出典：自立支援医療（精神通院）受給者状況]

- （※4）精神疾患の治療にかかる医療費を軽減する公費負担制度です。この制度を利用しない通院患者は、上記の通院患者数に反映されていません。

### 【専門医療機関（※5）での治療件数】

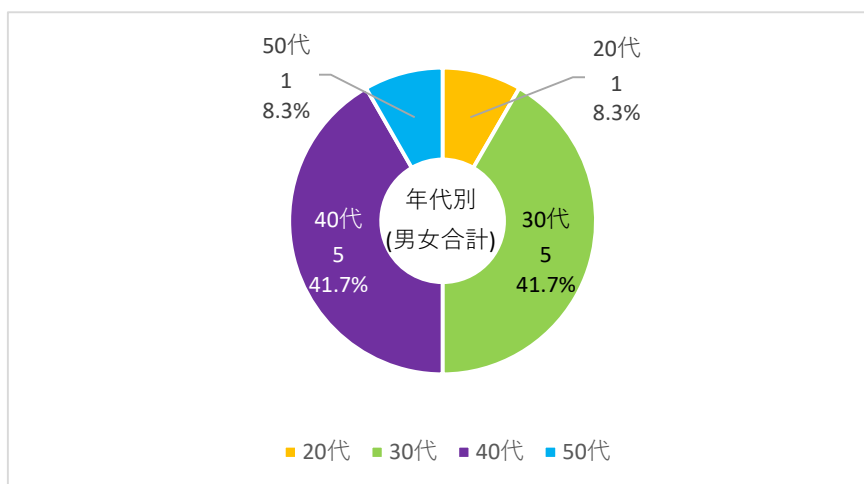
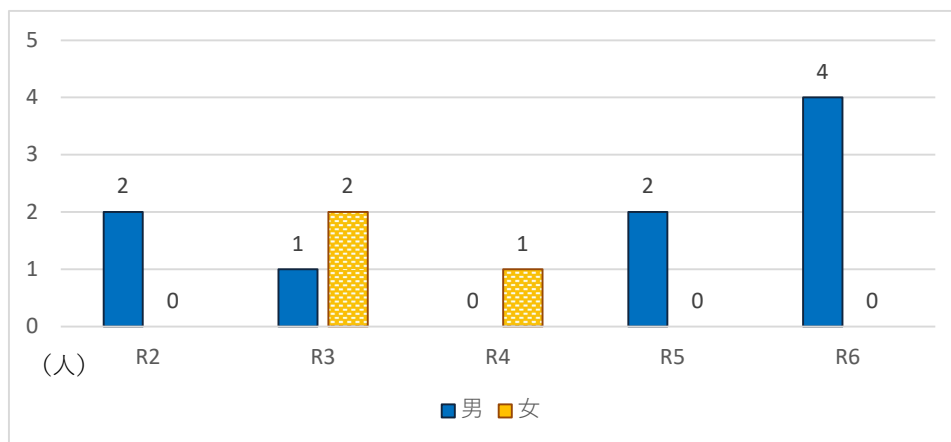
- 県内の専門医療機関での治療件数は、外来患者及び入院患者の双方で増加傾向にあります。また、令和2年度から令和6年度の患者総数を年代別で見ると、外来では20歳代～40歳代で86.9%、入院では30歳代と40歳代で83.4%を占めています。

#### ・外来患者延べ人数



[出典：依存症対策全国拠点機関事業「専門医療機関診療実績」からのこころの健康推進課調べ]

・入院患者延べ人数



[出典：依存症対策全国拠点機関事業「専門医療機関診療実績」からのこころの健康推進課調べ]

(※5) ギャンブル等依存症に関する専門的な医療を提供する県が選定した医療機関です。

令和2年2月に県立こころの医療センターを専門医療機関及び治療拠点機関(※6)に、令和3年8月に医療法人宮本病院を、令和4年1月に医療法人蒼会おくむらクリニック及び岩出こころの診療所を専門医療機関に選定しています。

(※6) 県が選定した依存症に関する専門の医療機関に加え、専門医療機関の受診実績等の取りまとめや依存症に関する取組の情報発信、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施します。

## 2 依存症関連問題の状況

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等依存症者等やその家族の日常生活及び社会生活に支障を生じさせる場合があります、ギャンブル等をしたという欲求から以下のようなさまざまな問題を引き起こす場合があります。

これらの問題の背景にギャンブル等依存症の疑いがないかを確認するとともに、早期に相談や支援につなげることが重要です。

### ① 多重債務

賭金を確保するために、複数の金融機関等から借金を行い、返済が困難になる場合があります。

### ② 貧困

賭金を確保するために、生活費を使い込み、生活困窮になる場合があります。

### ③ 犯罪

賭金を確保するために、横領や窃盗等の犯罪行為につながる場合があります。

### ④ 虐待

ギャンブル等での負けが続くことや、ギャンブル等をしたという欲求により、些細なことで怒るようになり、子どもや配偶者等に暴力を振るう場合があります。

### ⑤ 自殺

ギャンブル等にのめり込むことにより生じた問題（金銭問題や健康状態等）が解決できなくなり、精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。

### ⑥ 違法賭博

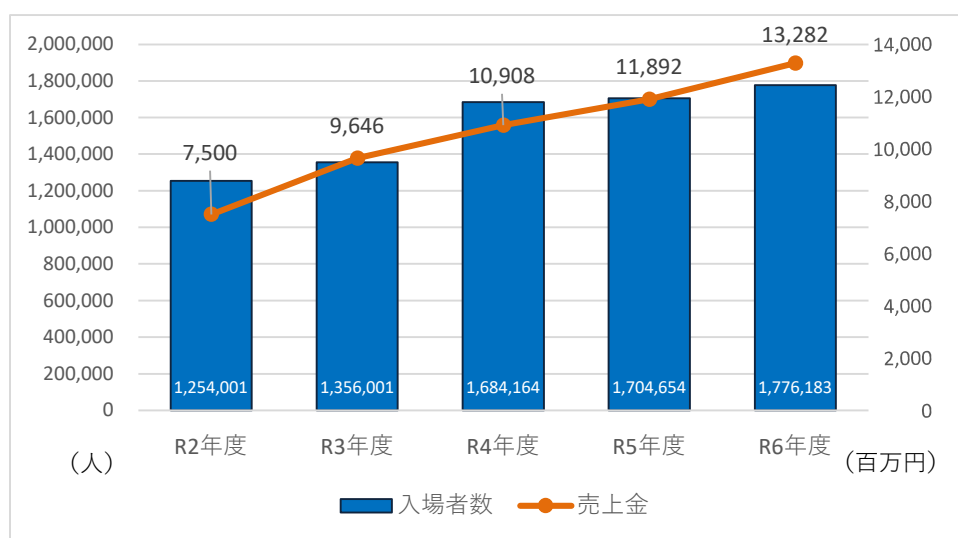
ギャンブル等にのめり込むことにより、違法賭博等の犯罪行為につながる場合があります。

### 3 関係事業者の状況

#### (1) 全国における関係事業者の状況

##### 【競輪の状況（全国）】

- 全国 43 競輪場の本場入場者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により減少していた令和 2 年度と比較すると、令和 6 年度では 41.6% 増加しています。一方、売上金については、インターネット投票（※ 7）の普及により増加しています。



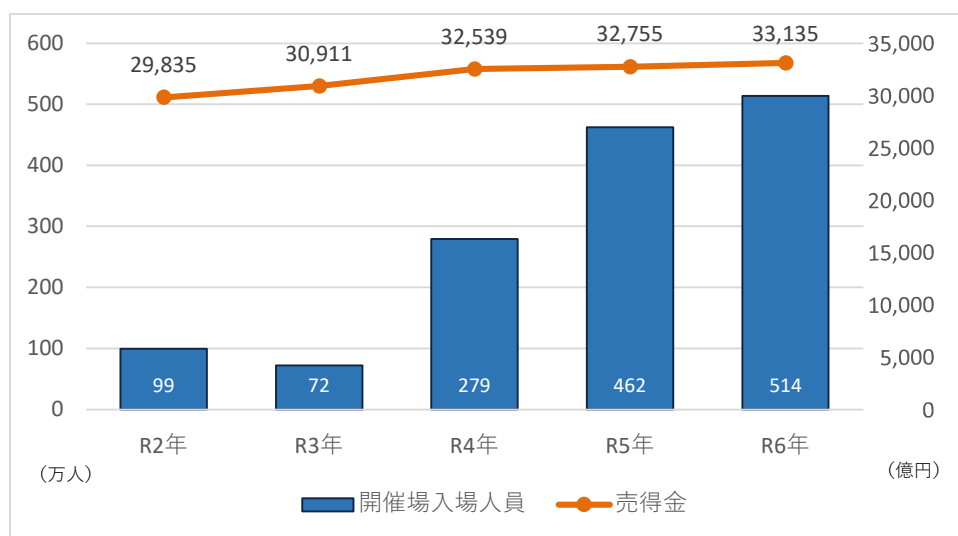
[出典：公益財団法人 J K A 「年度別車券売上額・入場者数」]

- (※ 7) 本場や場外売場へ行かなくても、自宅や外出先から、パソコンやスマートフォン、携帯電話等を用いて、勝者投票券（競輪）、勝馬投票券（競馬）、勝舟投票券（モーターボート競走）及び勝車投票券（オートレース）を購入することを指します。

## 【競馬の状況（全国）】

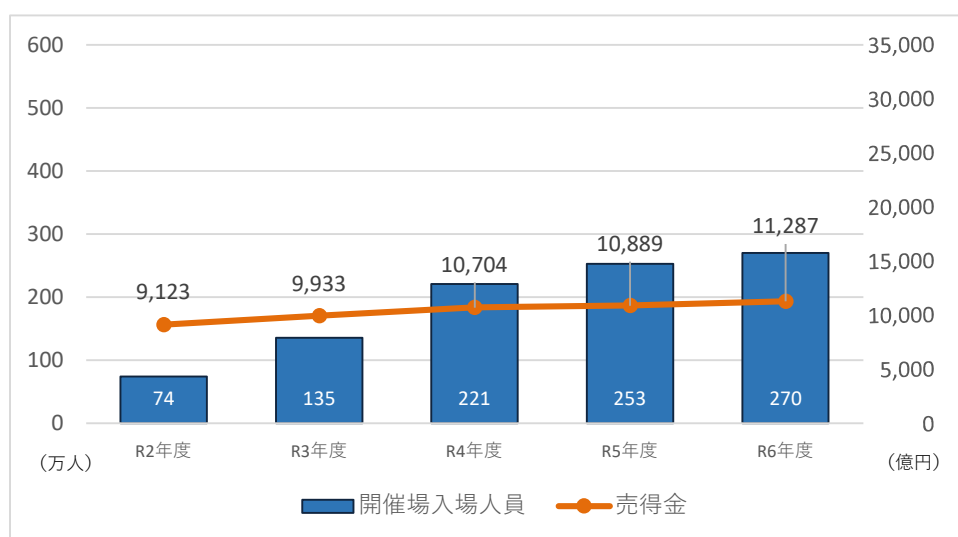
- 中央競馬が全国 10 場、地方競馬が全国 17 場でそれぞれ開催されています。  
 入場者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を受けた令和 2 年（度）と比較すると、令和 6 年（度）では中央競馬で 5.2 倍、地方競馬で 3.6 倍増加しています。売得金については、インターネット投票の普及により増加しています。また、インターネット投票による売得金は、売得金全体の中で、高いシェアを占めています。

### 〔中央競馬：1月～12月（インターネット投票のうち海外分売得金を除く）〕



〔出典：日本中央競馬会「JRAの概要」〕

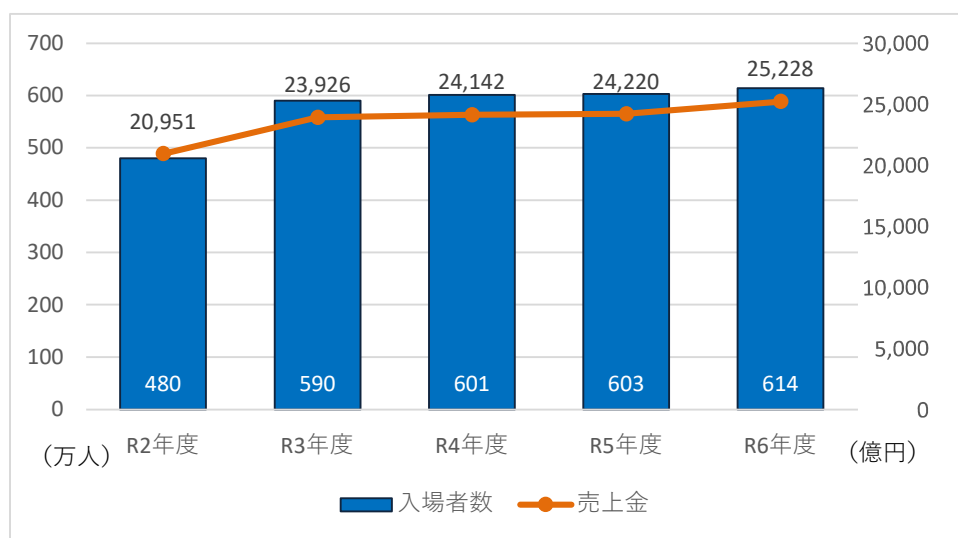
### 〔地方競馬：4月～3月〕



〔出典：地方競馬全国協会「地方競馬開催成績」〕

### 【モーターボート競走の状況（全国）】

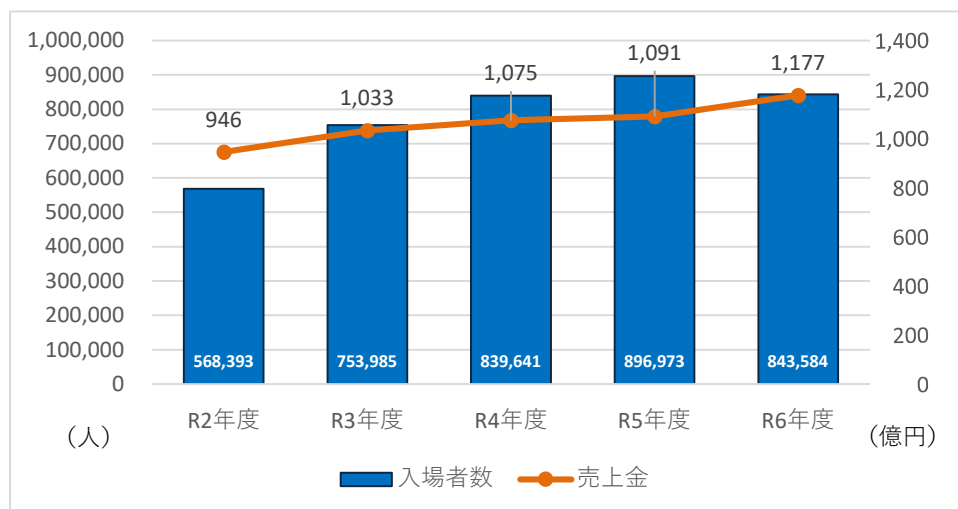
- 全国に24競走場があります。入場者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により減少していた令和2年度と比較すると令和6年度は27.9%増加しています。一方、売上金については、インターネット投票の普及により増加しています。



[一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会から提供]

### 【オートレースの状況（全国）】

- 全国に5競走場があります。入場者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により減少していた令和2年度と比較すると、令和6年度では48.4%増加しています。一方、売上金については、インターネット投票の普及により増加しています。

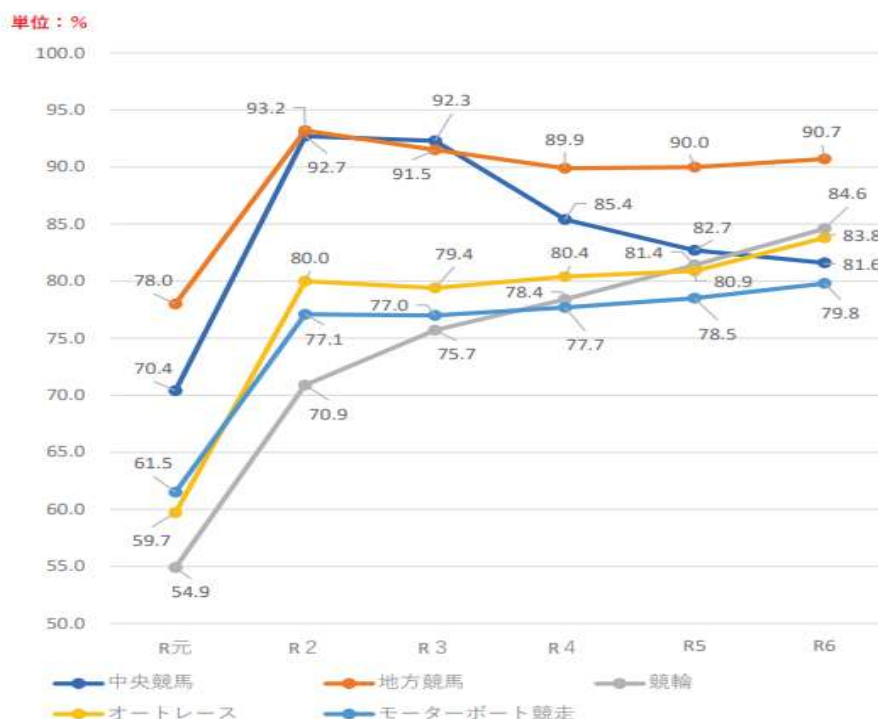


[出典：公益財団法人JKA「年度別車券売上額・入場者数」]

なお、以上のとおり、競輪、競馬、モーターボート競走及びオートレースについては、インターネット投票による売上金（売得金）が増加傾向にあることから、国は基本計画において、競輪の各施行者、競馬主催者等、モーターボート競走及びオートレースの各施行者等に対し、インターネット投票におけるアクセス制限の強化のため、以下のことを求めています。

- インターネット投票におけるアクセス制限制度及び購入限度額設定の活用を促進するとともに、今後、インターネット投票データの分析等を実施し、効果的なギャンブル等依存症対策を検討する。
- アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的な周知を行うとともに、都道府県等に設置された依存症相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化する。
- アクセス制限制度等について、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討する。
- クレジットカード等を利用した後払い決済等の在り方について検討する。

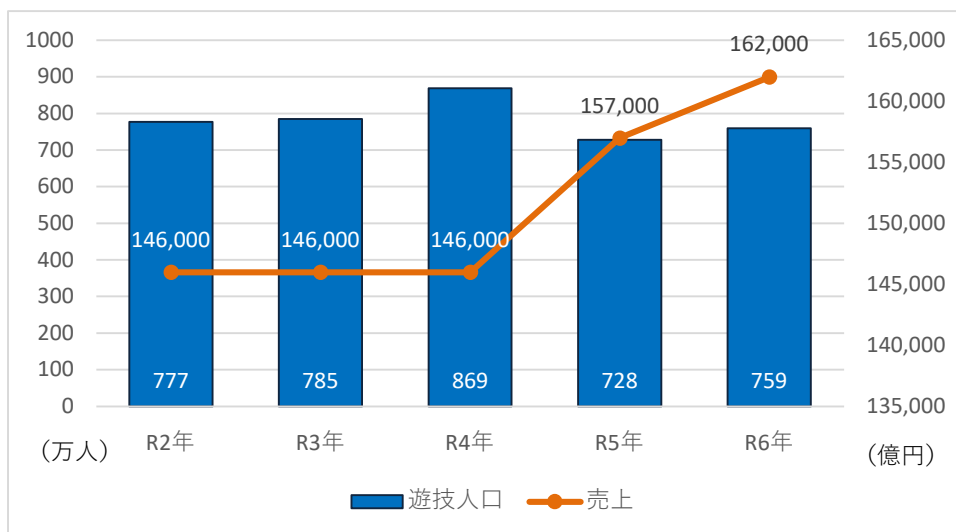
**[インターネット投票の割合の推移（令和元年～6事業年度）]**



[出典 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局調べ「公営競技のインターネット投票の割合の推移」]

### 【パチンコ店の状況（全国）】

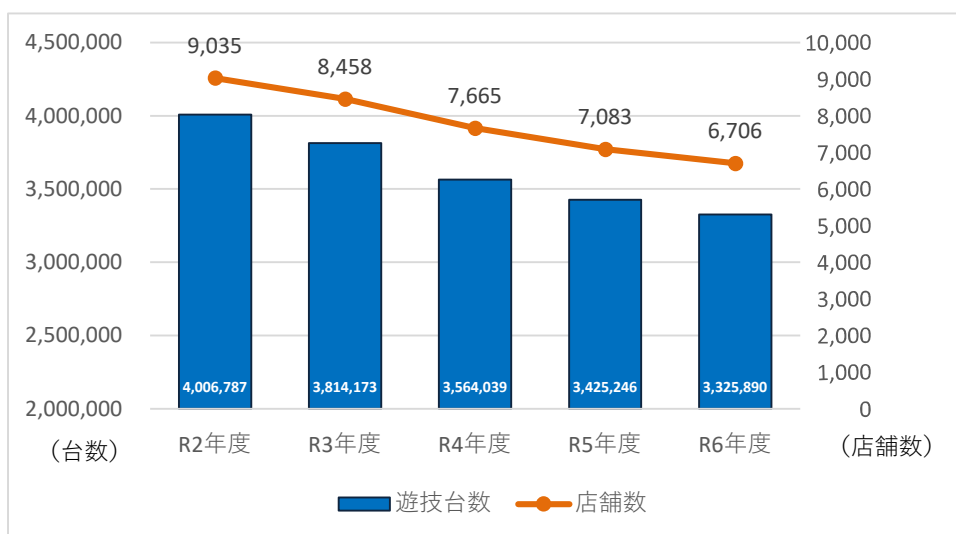
- 遊技人口については、令和2年から増減を繰り返しています。また、売上については令和2年から令和4年まで横ばいでしたが、令和4年から令和6年にかけて11.0%増加しています。



〔出典：売上 公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」〕

遊技人口算出方法（アンケート調査によりぱちんこ参加率からこころの健康推進課が算出）

- 年々、店舗数は減少しており、それに伴い、遊技台数も減少しています。



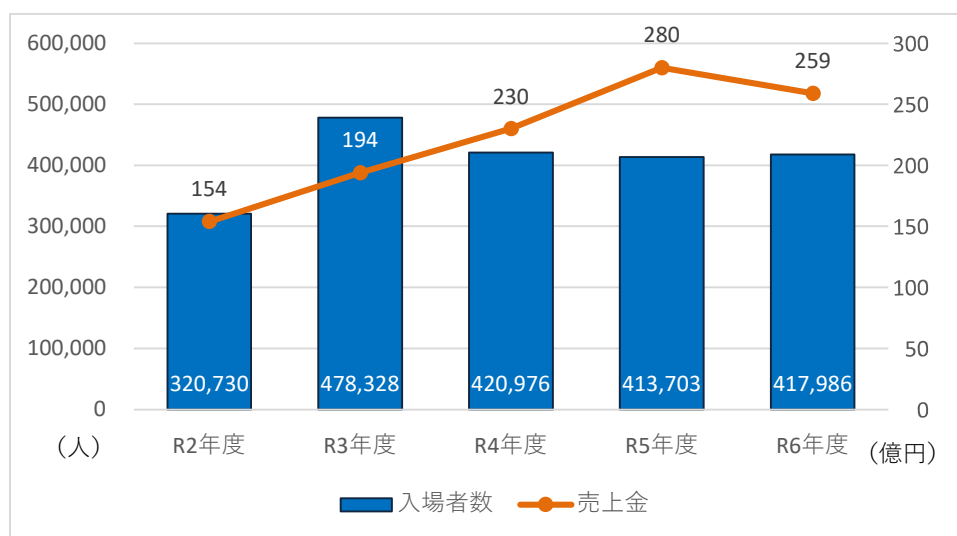
出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」

## (2) 本県における関係事業者の状況

### 【和歌山競輪場の入場者数及び売上】

- 入場者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により減少していた令和2年度と比較すると、令和6年度には30.3%増加しました。

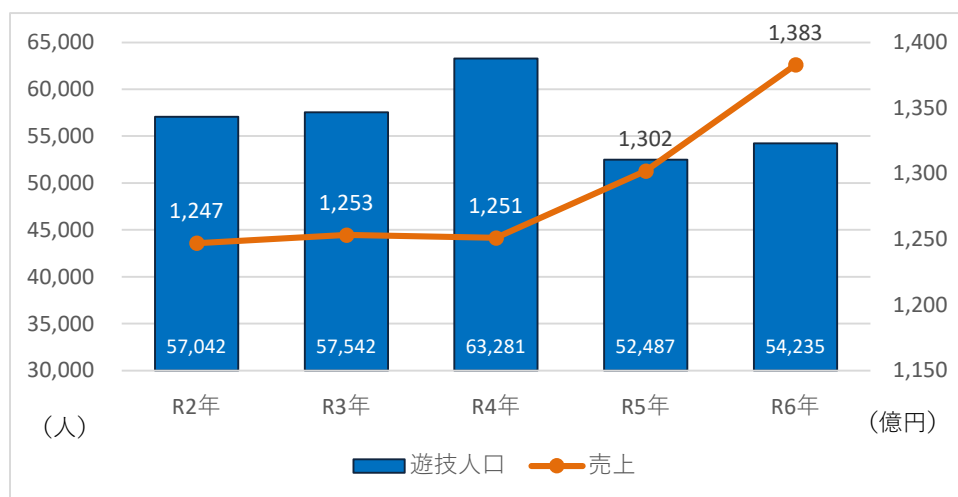
一方、売上金については、インターネット投票の普及により増加傾向にあり、特に令和5年度は、実施されたレース数の増加の影響で、さらに増額となりました。



[和歌山競輪場調べ]

### 【県内パチンコ店の遊技人口及び売上】

- 公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」に掲載された全国のパチンコ店の売上に、全国の遊技台数に占める県内遊技台数の割合を掛けて算出した結果、売上は令和4年までほぼ横ばいでしたが、令和4年から令和6年にかけて10.6%増加しています。また、全国数値算出時のぱちんこ参加率に本県成人人口を掛けて算出した遊技人口は、令和2年から令和4年にかけては10.9%増加しましたが、令和4年度から令和6年には14.3%減少しました。

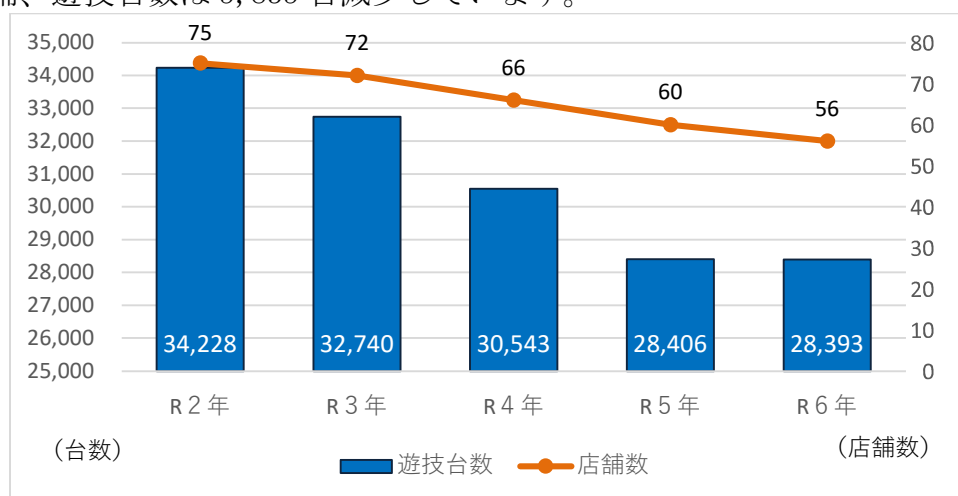


〔出典：遊技人口 公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」からのこころの健康推進課調べ〕

〔出典：売上 公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」、全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」からのこころの健康推進課調べ〕

### 【県内パチンコ店舗数及び遊技台数】

- 店舗数及び遊技台数については、共に年々減少しており、店舗数は5年で19店舗、遊技台数は5,835台減少しています。



〔出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」〕

### 【場外馬券場の状況】

- 全国の中央競馬場や地方競馬場で開催されるレース（※8）の勝馬投票券を購入し、払戻を受けることができる施設であり、本県では、和歌山市に1カ所あります。

（※8）中央競馬場：全レース購入が可能

地方競馬場：一部のレースのみ購入が可能

#### 4 本県の依存症対策の現状

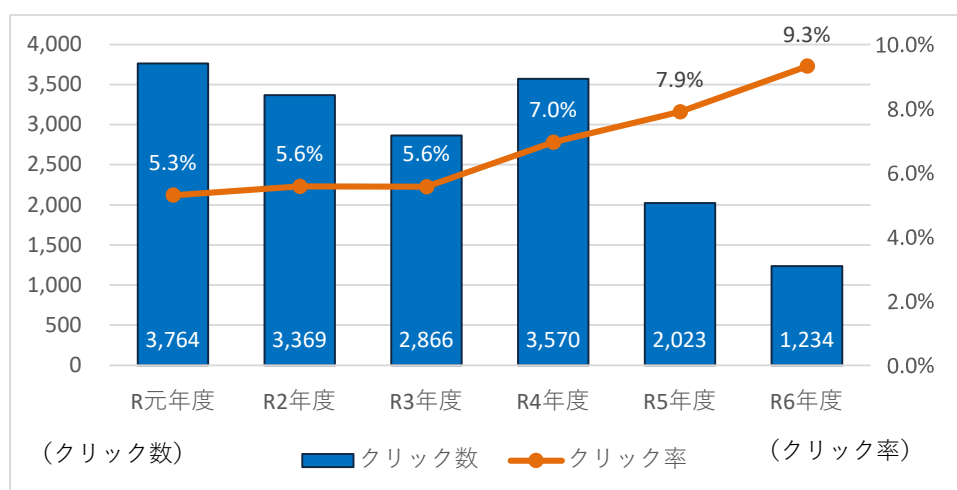
本県では、推進計画に定めた各種施策の取組を推進し、依存症対策の基盤整備に努めたほか、ギャンブル等依存症問題に関する広報啓発活動や相談・治療につなげる取組を実施するなどし、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めています。

##### (1) 普及啓発

本県では、ギャンブル等依存症者等やその家族を相談につなげることを目的に市町村や関係事業者などの関係機関への依存症チェックリストを掲載した啓発用リーフレットの配布やインターネット検索連動型広告を活用した相談窓口（精神保健福祉センター、保健所）の案内、依存症の理解を深めることを目的とした依存症啓発イベントを行っています。

○インターネット検索連動型広告（※9）

〔広告掲載年次レポート〕（※10）



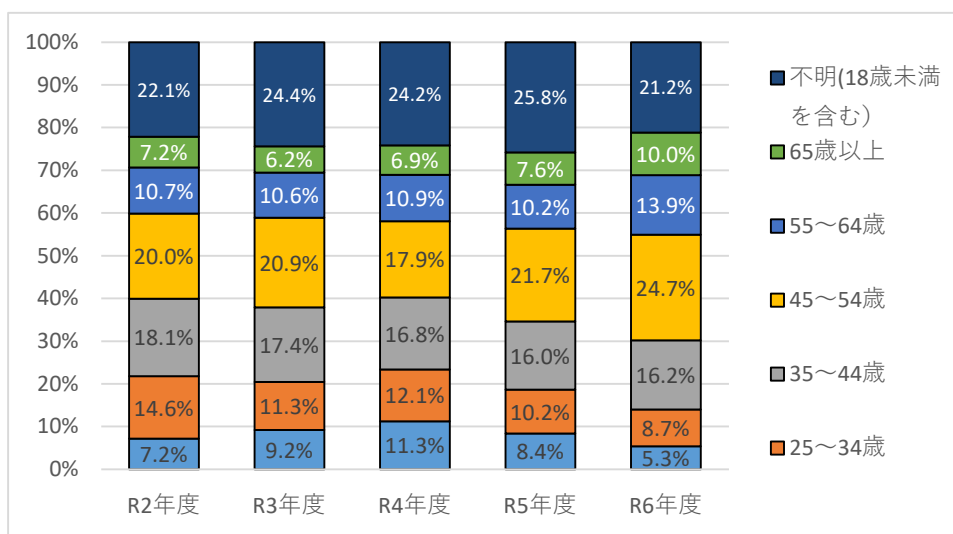
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
表示数	70,975	60,401	51,466	51,334	25,597	13,234
クリック数	3,764	3,369	2,866	3,570	2,023	1,234
クリック率	5.3%	5.6%	5.6%	7.0%	7.9%	9.3%

〔出典：特定非営利活動法人 OVA「広告掲載結果」からのこころの健康推進課調べ〕

（※9）インターネット検索連動型広告とは、検索エンジン（インターネット上で情報を検索するシステム）を用いて検索を行った際に、その検索ワードに応じて（連動して）表示される広告のことを指します。

（※10）広告を配信した実績結果であり、課題自体に係る傾向や特徴を示すデータではありません。また、各年度の実施条件下（予算、クリック単価、キーワード数、広告内容、当時の競合、ユーザー状況など）での実績となります。

## 〔広告掲載年代別レポート〕（※11）



〔出典：特定非営利活動法人 OVA「広告掲載結果」からのこころの健康推進課調べ〕

（※11）年齢層について：ユーザーの「年齢」はGoogleが識別・判断したデータです。Googleは、6つの年齢層（18～24歳、25～34歳、35～44歳、45～54歳、55～64歳、65歳以上）で分類・識別しており、18歳未満のオーディエンスは、「不明」の年齢層として識別・計上されています。

## （2）相談支援体制

本県では、精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉士や保健師、臨床心理士等がギャンブル等依存症に関する相談を受けています。

精神保健福祉センター内に設置している依存症相談拠点（依存症に特化した相談窓口）では、相談窓口対応者や支援者向けにギャンブル等依存症に関する研修を実施するなど相談体制の強化を図るとともに、ギャンブル等依存症者等やその家族に対し、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムを実施しています。

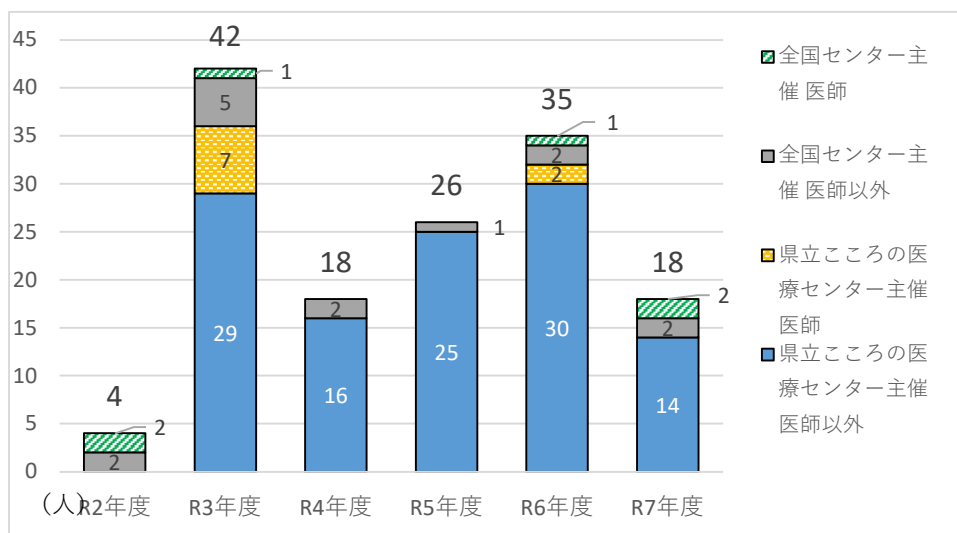
## （3）治療体制

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患であり、地域で適切な医療を受けられるようにするため、本県では、ギャンブル等依存症を専門に取り組む医療機関として、令和2年2月に県立こころの医療センターを専門医療機関及び治療拠点機関に、令和3年8月に医療法人宮本病院を、令和4年1月に医療法人蒼会おくむらクリニック及び岩出こころの診療所を専門医療機関に選定しました。

また、依存症対策全国センター主催の「依存症治療指導者養成研修」（※12）や県立こころの医療センター主催の「依存症医療研修」（※13）の受講

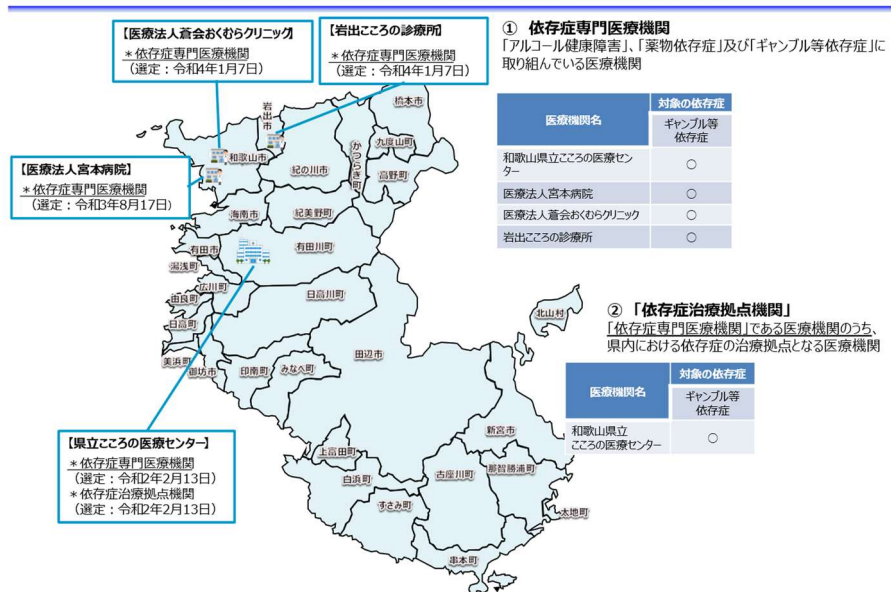
を複数の医療機関に促すなど、依存症を専門に対応できる医療従事者の養成を進めています。

〔依存症専門医療機関及び研修修了者推移〕



〔こころの健康推進課調べ〕

依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関について



(※12) 都道府県等の依存症専門医療機関等において依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした、専門性を向上させるための研修です。

(※13) 「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める研修であり、依存症専門医療機関の要件の一つ。

#### (4) 回復支援体制

自助グループとは、同じ問題を抱える人やその人を大切に思う家族らが自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しつつ、助け合える場所です。

本県では、自助グループが7団体（当事者会5、家族会2）あり、県と当事者会が共催で個別相談会を開催するなど取組を進めています。

	団体名	発足	主な活動地		開催時期
当事者会 (※14)	GA和歌山なごみ	平成23年6月	和歌山市	カトリック和歌山紀北教会	毎週金曜日
	GA和歌山岩出ねごころ	令和3年4月	岩出市	岩出こころの診療所	毎週月曜日
	GA和歌山有田みかん	令和2年4月	有田川町	県立こころの医療センター	第1火曜日
	GA和歌山紀南	令和元年6月	田辺市	カトリック紀伊田辺教会	毎週水曜日
	GA和歌山新宮くまの	令和3年4月	新宮市	カトリック新宮教会	第1・第3木曜日
家族会 (※15)	ギャマノンと歌山グループ	平成29年3月	和歌山市	和歌山ビッグ愛	第2・3水曜日
	ギャマノンと歌山みなみグループ	令和3年11月	田辺市	カトリック紀伊田辺協会	第1・3金曜日

(※14) GA（ギャンブラーズ・アノニマス）とは、ギャンブル等依存症当事者の集まりです。

(※15) ギャマノンとは、ギャンブル等依存症者等の家族の集まりです。

#### (5) 連携協力体制

本県では、依存症において、各関係機関・団体とも連携を図り、ギャンブル等依存症者等やその家族を適切な支援につなげるように努めています。

今後も引き続き、総合的なギャンブル等依存症対策を実施し、県民の方々の健全な生活の確保を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできるより良い社会の実現に向け、各関係機関・団体とも連携して取組を進めます。

## 5 本県の依存症対策の課題

### (1) 予防教育・普及啓発

- 若年層を中心とした予防教育の充実が必要です。
- 依存症に対しての理解を深めるための正しい知識の普及や相談窓口の周知が必要です。
- 相談件数が、過去1年以内に「ギャンブル等依存症が疑われる者」の推計値から見ても極端に少ないため、潜在しているギャンブル等依存症者等を相談につなげることが必要です。

### (2) 相談支援体制

- ギャンブル等依存症者等やその家族に対応できる相談窓口対応者や支援者の対応能力を向上させることが必要です。

### (3) 治療体制

- 継続的な治療を行うためには、身近に通える専門医療機関を整備することが必要です。
- ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者の養成が必要です。

### (4) 回復支援体制

- 治療を継続し、回復を目指す過程において、自助グループに参加することが大切であることから、身近に参加することができる自助グループが必要です。

### (5) 連携協力体制

- アルコール依存症、薬物依存症及びギャンブル等依存症にかかる関係機関での連携が必要です。
- 多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することから関係機関の支援ネットワークが必要です。

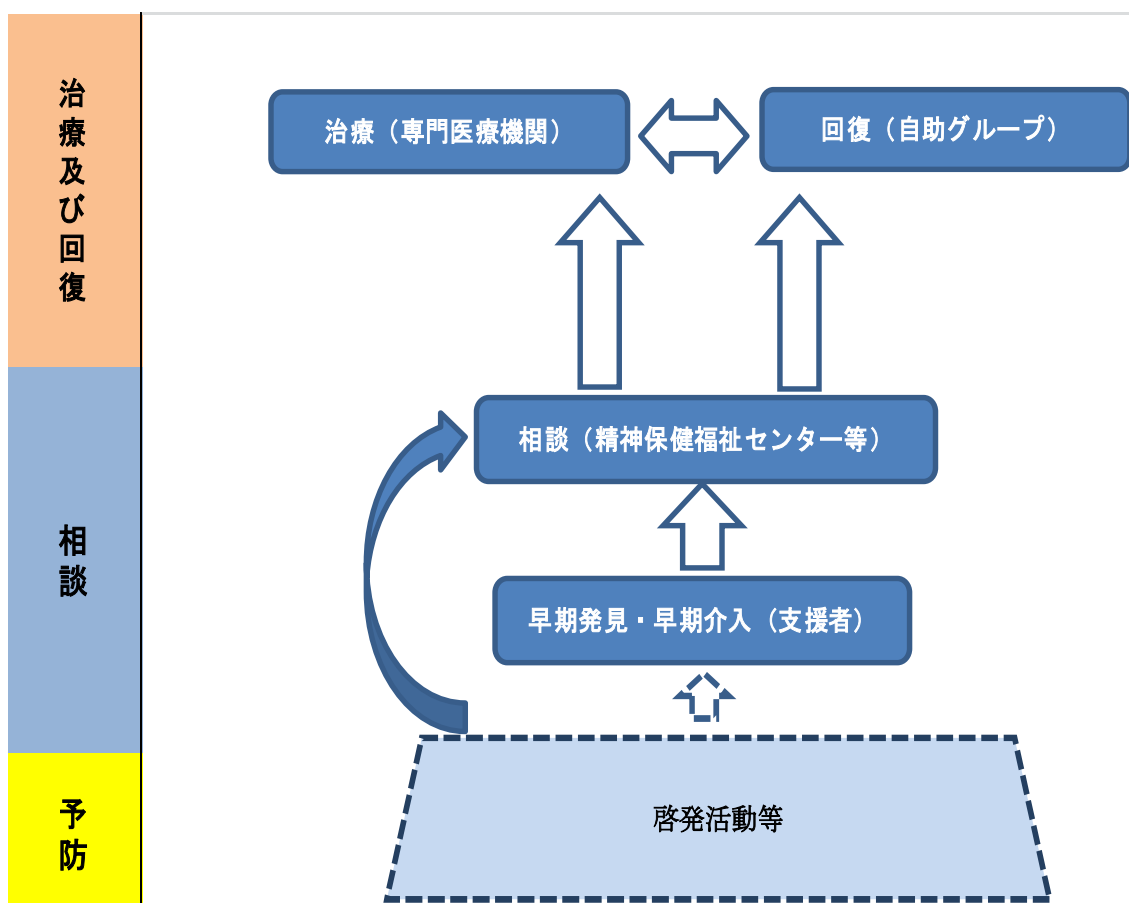
### 第3章 基本的な考え方

#### 1 基本理念

ギャンブル等依存症の「予防」、「相談」、「治療及び回復」の各段階に応じた対策を適切に講ずることにより、ギャンブル等依存症者等やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。

また、ギャンブル等依存症はアルコールや薬物等の依存との関連、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することから、これらの問題に関する施策とも有機的な連携を図る体制を整備します。

【イメージ図】



## 2 基本方針

### (1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

ギャンブル等依存症が病気であることや、誰もがなり得ること、適切な医療や支援により回復が可能であることといった正しい知識を県民に広く普及啓発することにより、ギャンブル等依存症への予防につながる取組を推進します。

### (2) 必要な支援につなげる相談支援体制の強化

依存症相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症に関する研修を実施し、ギャンブル等依存症者等やその家族に接する機会のある相談窓口対応者や支援者の対応能力向上を図るとともに、適切な指導や相談により社会復帰につながる体制を強化します。

### (3) 医療の質の向上と医療体制の強化

ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成するとともに、専門医療機関を選定し、ギャンブル等依存症者等が身近で医療を受けることができるよう医療体制を強化します。

### (4) 回復支援の充実

ギャンブル等依存症者等が身近な地域で自助グループに参加することができるよう自助グループの活動を支援し、回復支援を充実させます。

### (5) 依存症関係機関による連携協力体制の構築

アルコール、薬物等依存に関する施策をはじめとし、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に取り組む関係機関と連携をとり、ギャンブル等依存症者等やその家族の相談・治療・回復を切れ目なく支援できる体制を構築します。

## 第4章 基本的施策

### 1 予防教育・普及啓発

#### (1) 予防教育 ～若年層に対する依存症への理解の促進、正しい知識や予防に関する啓発～

平成30年告示の高等学校学習指導要領では、保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げ、また、「高等学校学習指導要領解説保健体育編 体育編」では、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症について取り上げています。

このことを踏まえ、学習指導要領や、県教育委員会で作成した依存症予防教育に係る各種教材等を周知することにより、教員が依存症予防教育に対する理解を深め、学校において発達の段階に応じた指導を推進しています。

今後も依存症予防教育を充実させていく必要があるため、引き続き以下の取組を実施します。

- 依存症予防教育について、依存症の正しい理解を深めるために作成した専門家による解説を含む動画教材や普及啓発リーフレット等を活用し、学校教育活動全体を通して推進します。

【健康体育課】

- 依存症予防教育に関する教員の指導力向上を図るため、専門家による講義を含む研修会を開催します。

【健康体育課】

#### (2) 普及啓発 ～県民に対する正しい知識の普及と理解の促進、相談窓口の周知～

##### ① 青少年に対する普及啓発

ネットパトロール事業の活用により、専門パトロール員が「各種サイト」や「各種掲示板」等において、青少年のギャンブル等に関する投稿を発見した際は、教育委員会等の関係機関を通じて投稿した青少年が在学する学校に通報し、指導を依頼しています。

また、昨今の違法オンラインギャンブル等や公営競技のインターネット投票などへの関心の高まりを踏まえ、ギャンブル等依存症に特化した啓発を行う必要があるため、以下の取組を実施します。

- こどもや若年への普及啓発の強化を図るため、関係課と連携し、教員やこども・若者支援機関の関係者に対して、依存症相談拠点等が実施する研修会への参加を促進するとともに、要請に応じてこども・若者に向けた講演などを実施します。

【精神保健福祉センター】

- 各市町の青少年センターなどの関係機関に対して、啓発用リーフレットを配布し、相談窓口の広報を行います。

【こども支援課】

- 啓発用資料等を活用し、私立学校等に対して啓発を行います。

【文化学術課】

## ②理解を深めるための普及啓発及び相談窓口の広報

ギャンブル等依存症は本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること及び適切な医療や支援により回復が可能であること等の正しい知識を県民が理解することが重要であり、現状の課題を踏まえ、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発や相談窓口を積極的に周知する必要があるため、以下のような取組を実施します。

- 県のホームページ等の広報媒体を通じ、ギャンブル等依存症の相談拠点である精神保健福祉センターや市町村・保健所の相談窓口を積極的に周知します。

【こころの健康推進課・精神保健福祉センター】

- インターネット検索連動型広告を活用し、ギャンブル等依存症者等やその家族に対して、相談窓口を周知します。

【こころの健康推進課】

- 依存症チェックリストを県広報紙「県民の友」に掲載するとともに市町村にも広報紙への掲載を働きかけ、県民全体に広く啓発します。

【こころの健康推進課】

- 県民向け講演会を開催し、ギャンブル等依存症に対する正しい知識を普及啓発します。

【精神保健福祉センター】

- 依存症チェックリストを掲載したリーフレット等を作成し、関係事業者等に配布し啓発を行います。

【精神保健福祉センター】

- メンタルヘルスや依存症を含む精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や身の周りの人から話を聴き、必要に応じて適切な支援につなげる人（心のサポーター）の養成をはじめとする精神疾患に関する普及啓発に取り組みます。

【こころの健康推進課・精神保健福祉センター・保健所】

- 各PTA連合会や公民館連絡協議会等の社会教育団体に対し、必要に応じて啓発活動を実施するよう働きかけます。

【生涯学習課】

- 啓発講座等のあらゆる機会を捉えて、消費者庁等が作成した注意喚起・普及啓発用資料の活用を促進します。

【県民生活課・県消費生活センター】

- 県民生活課ホームページ及び県消費生活センターホームページに消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症を紹介する特設ページのリンクを設け閲覧を促します。

【県民生活課・県消費生活センター】

- 市町村の相談窓口に対しても、消費者庁等が作成した注意喚起・普及啓発用資料の活用及び特設ページの周知等、情報提供の推進を働きかけます。

【県民生活課・県消費生活センター】

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
依存症予防教育に係る児童生徒用教材等を活用した学校の割合	小学校（公立）87.9% 中学校（公立）80.9% 高等学校（公立）60.4% （令和6年12月末現在）	小学校（公立）100% 中学校（公立）100% 高等学校（公立）100%
心のサポーター養成数	2,428人 （令和5～6年度の累計）	3,000人 （令和8～10年度の累計）

（注）評価指標では、目標値を原則令和10年度としますが、これによらない場合は表中の（ ）に該当年度を記入します。以下の指標についても同様です。

## 2 相談・治療・回復支援

### (1) 相談支援 ～窓口対応者や支援者の対応能力の向上、依存症の方や疑いのある人への相談支援～

#### ①相談支援の充実

##### (窓口対応者や支援者への研修の実施)

ギャンブル等依存症者等やその家族を支援につなげるためには、窓口対応者や支援者がギャンブル等依存症についての知識をより一層、習得する必要があるため、以下の取組を実施します。

- 依存症相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症者等やその家族に接する機会のある相談窓口対応者や支援者に対して、ギャンブル等依存症に関する研修を行います。

【精神保健福祉センター】

##### (消費生活相談員の対応能力向上)

消費生活センターや県民相談などに寄せられる相談において、多重債務に陥っていなくてもギャンブル等依存症が疑われるような場合は、精神保健福祉センターや保健所への相談につなげています。

しかし、相談者の抱えている問題が、ギャンブル等への依存が主要因なのか、別の理由があるのか、判断が難しい場合があるため、以下の取組を実施します。

- 消費生活相談員がギャンブル等依存症についての知識を習得し、ギャンブル等依存症者等やその家族を適切な相談機関等につなげるため、国民生活センター等で実施する研修を受講し、県においても消費生活相談員に伝達を行います。

【県民生活課・県消費生活センター】

##### (生活保護ケースワーカー及び相談支援員の対応能力向上)

生活保護受給者及び生活困窮者に対しては、生活保護ケースワーカー及び相談支援員により、状況に応じて様々な支援を行っていますが、ギャンブル等依存症が疑われる場合においても、適切に支援を行う必要があるため、以下の取組を実施します。

- ギャンブル等依存症や他の依存症者等の特徴、疑われる者への対応等が盛り込まれている国主催の研修に生活保護ケースワーカー及び相談支援員を積極的に参加させるよう実施機関等に促します。また、県主催の研修にもギャンブル等依存症に関する内容を盛り込み、知識の向上を図ります。

【社会福祉課】

- ギャンブル等依存問題を有する生活保護受給者及び生活困窮者を把握した場合は、精神保健福祉センターや保健所等の関係機関につなぐこと等を周知するなど、実施機関等と精神保健福祉センターや保健所等の関係機関との連携を強化します。

【社会福祉課】

#### **(精神保健福祉センター及び保健所での心理教育プログラムの実施)**

ギャンブル等依存症者等やその家族が、より身近で心理教育プログラムを受けることができるよう、以下の取組を実施します。

- 精神保健福祉センター及び保健所において、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムを実施するとともに、依存症相談拠点である精神保健福祉センターにおいて研修を実施し、相談対応に従事する者の技術向上を図ります。

【精神保健福祉センター・保健所】

### **②相談に繋げるための取組**

#### **(インターネットを活用した自己チェック及び自己回復支援)**

平成 31 年 4 月からインターネット検索連動型広告を活用した依存症チェックリストの掲載と相談窓口案内を行っていますが、相談をする前段階において、ギャンブル等依存症者等やその家族が、自身でギャンブル等依存症からの回復に向けた行動をおこすことができるよう、以下の取組を実施します。

- 依存症チェックリストに加え、ギャンブル等依存症に関する知識や相談窓口の情報などをホームページに掲載し、紹介します。

【こころの健康推進課】

#### **(企業等に対しての相談支援)**

身近な人がギャンブル等依存症に気付き、適切な相談機関につなげられる環境づくりを整えるため、以下の取組を実施します。

- 職場の同僚などの近い関係性にある人が依存症に気付けるための研修を企業等に行い、潜在しているギャンブル等依存症者等を精神保健福祉センター及び保健所での相談や依存症専門医療機関への受診につなげる環境を充実させます。

【精神保健福祉センター】

### （相談機関等への紹介）

弁護士や司法書士は、多重債務に関する相談や債務整理を行っていますが、その背景にあるギャンブル等依存症についての確認や相談機関等を紹介するまで支援ができるよう以下の取組を実施します。

- 弁護士や司法書士に対して、ギャンブル等依存症に関する相談機関や医療機関などが掲載されたリーフレットを配布し、相談対応等の中で、ギャンブル等依存症が疑われた場合にリーフレットを活用し、相談機関や医療機関などを紹介できる体制を強化します。

【精神保健福祉センター】

## （２）治療支援 ～専門的に対応できる医療従事者の養成、専門治療が可能な医療機関の充実～

県内において、ギャンブル等依存症に関する専門的な医療を提供するため、令和２年２月に県立こころの医療センターを専門医療機関及び治療拠点機関に選定するとともに、令和３年８月に医療法人宮本病院を、令和４年１月に医療法人蒼会おくむらクリニック及び岩出こころの診療所を専門医療機関に選定しました。

今後、できる限り身近で医療を受けることができるよう、専門医療機関を増やす必要があるため、依存症対策全国センター主催の研修受講や治療拠点機関である県立こころの医療センターにおいて、依存症に関する研修を行い、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成する必要があるため、以下の取組を実施します。

- 医療機関に対して、依存症対策全国センター主催の「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」への受講を強く促し、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成します。

【こころの健康推進課】

- 治療拠点機関である県立こころの医療センターにおいて、依存症に関する取組の発信や医療機関を対象に依存症に関する研修を行い、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成するとともに、県内のギャンブル等依存症における医療体制の強化を図ります。

【県立こころの医療センター】

- ギャンブル等依存症者等やその家族に対し、できる限り身近で医療を受けることができるよう、専門医療機関の拡充を図ります。

【こころの健康推進課】

**(3) 回復支援 ～自助グループの育成・自助グループの活動支援の充実～**

ギャンブル等依存症からの回復には、自助グループなどの民間団体に継続して参加することが必要です。

県内にはギャンブラーズ・アノニマス（当事者会）5グループとギヤマノン（家族会）2グループが活動しており、できる限り身近な場所において、支援を受けることができるよう、以下のような取組を実施します。

- 自助グループと連携し、相談会の開催や回復プログラム等を通じて、自助グループの参加へとつながるよう取り組みます。

【精神保健福祉センター・保健所】

- ギャンブル等依存症者等やその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、自助グループの活動を支援します。

【精神保健福祉センター・こころの健康推進課】

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
精神保健福祉センター及び 保健所が実施する相談件数	344 件 (令和 5～6 年度の累積)	680 件 (令和 8～10 年度の累積)
精神保健福祉センター等が 実施する依存症関連研修の 参加者数	57 人 (令和 5～6 年度の累積)	120 人 (令和 8～10 年度の累積)
精神保健福祉センター及び 保健所が実施する認知行動 療法の手法を用いた心理教 育プログラムの参加者数	87 人 (令和 5～6 年度の累積)	170 人 (令和 8～10 年度の累積)
県立こころの医療センター が実施する依存症関連研修 の参加者数	57 人 (令和 5～6 年度の累積)	120 人 (令和 8～10 年度の累積)
ギャンブル等依存症者に対 する適切な医療を提供する ことができる専門医療機関 の選定	3 地域 (和歌山地域・紀北地域 ・紀中地域) 4 医療機関 (令和 7 年 12 月末)	4 地域 (和歌山地域・紀北地域・ 紀中地域・紀南地域) 5 医療機関
ギャマノン (家族会)	2 地域 (和歌山地域・ 紀南地域) 2 グループ (令和 7 年 12 月末)	4 地域 (和歌山地域・紀北地域 ・紀中地域・紀南地域) 4 グループ

### 3 包括的な連携協力体制の構築

医療、福祉、司法を含めた各関係機関には、それぞれの問題の背景にギャンブル等依存症が疑われた場合、ギャンブル等依存症者等やその家族を早期に適切な支援につなげる役割が期待されます。

また、アルコール、薬物等及びギャンブル等の依存症については、クロスアディクション（※16）の可能性があること、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等などの問題の背景にギャンブル等依存症を抱えている可能性があることなどから、各関係機関が包括的な連携協力体制を取れる体制を整える必要があるため、以下のような取組を実施します。

- 行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るため、依存症連携会議を開催し、各関係機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討を行います。

【こころの健康推進課】

- 関係機関が実施する各種研修会へ講師を派遣し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、県内の医療機関や関係機関を対象とした研修を実施する際には、グループワークなど対話的な手法を用いて実務者レベルでのつながりを築き、連携協力体制の強化を図ります。

【こころの医療センター】

- 生活困窮者支援会議において、関係機関等が対象者に関する情報共有を行うとともに支援策の検討を行うなど、依存症者等を包括的に支援します。

【社会福祉課】

- ギャンブル等依存症対策連絡会議等の包括的な連携協力体制に参加・協力し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図ることにより、依存症対策に活用します。学校や地域でギャンブル等依存症予防に関する指導や啓発を実施する際、実情に応じて、県内の依存症治療拠点機関や依存症相談拠点が実施する研修を受講した人材の活用を検討します。

【健康体育課】

（※16）複数の依存が合併すること。

## 4 違法に行われるギャンブル等への取組

### (1) 違法賭博店等の取締り

警察においては、違法な賭博店等にかかる情報の収集と厳正な取締りを推進しています。しかし、全国的には依然として違法賭博店が存在し、さらに近年では、オンラインカジノサイト等での違法賭博行為が社会問題化しています。

また、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙・複雑化していることから、以下の取組を実施します。

- 各種情報の収集に努め、違法なオンラインカジノを含む賭博店等に対する厳正な取締りを行うなど、違法賭博行為の排除と風俗環境の浄化を推進します。

【警察本部】

### (2) 各ぱちんこ営業所における依存防止対策

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。）に基づく公安委員会による報告・立入りに加え、令和 2 年 1 月から開始された第三者機関である「一般社団法人遊技産業健全化推進機構」（以下、「推進機構」という。）による「ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況」の点検結果について、推進機構と情報共有の上、各ぱちんこ営業所に対して、依存防止対策の改善に向け、以下の取組を実施します。

- 引き続き、公安委員会による報告・立入りに加え、推進機構との情報共有を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、指導・取締りを推進します。

【警察本部】

### **(3) 違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されていること等の広報・啓発の推進**

違法オンラインギャンブル等をめぐる問題が深刻な状況であることから、令和7年6月に基本法が改正され、違法オンラインカジノ等ウェブサイトを掲示する行為等の禁止が明確化されるとともに、国又は地方公共団体は、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図ることとされました。

この改正に基づき、以下のとおり取り組みます。

- 違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されていることについて、警察庁が作成するポスター・動画等を活用し、広報・啓発を行います。

**【警察本部】**

- 研修や広報・啓発時に警察庁の資料を利用するなど、違法オンラインギャンブルについての正しい知識の普及を図るとともに、他のギャンブル等依存症問題と同様に、背景にある課題に目を向けた相談支援や正しい知識の普及を図ります。

**【こころの健康推進課、精神保健福祉センター、保健所】**

## 5 関係事業者による取組

### (1) 競輪場による取組

20歳未満の者への車券の購入禁止やギャンブル等依存症に係る注意喚起として、場内に啓発ポスター等を掲示するとともに、来場者が多く集まる場所に、依存症に関するリーフレットを設置しています。また、和歌山競輪場のホームページから「公益財団法人JKAお客様相談コーナー」や「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の案内を行うとともに、場内に「お客様相談窓口」を設置しており、より一層、利用の促進をするため、以下の取組を実施します。

- 「お客様相談窓口」のホームページの案内を分かりやすくする等、効果的な周知を行うとともに、「お客様相談窓口」に全国競輪施行者協議会主催の依存症研修を受講した従業員を常駐させ、適切に相談者を精神保健福祉センターや保健所につなげます。

【公営競技事務所】

- 従業員向けに作成したギャンブル等依存症に係る対応マニュアルを活用し、ギャンブル等依存症問題に対する知識の普及を図るとともに、定期的な研修を実施します。

【公営競技事務所】

- 競輪場内で配布する出走表にギャンブル等依存症対策を印刷するとともに、競輪場内のレース放映用モニターやサイネージモニターにギャンブル等依存症対策を表示するなど、来場者に対して効果的な周知を行います。

【公営競技事務所】

### (2) ぱちんこ業者による取組

#### ① 広告・宣伝の在り方

##### (策定される指針に基づく広告・宣伝の抑制)

風営適正化法第16条において、ぱちんこ業者は、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告・宣伝をすることが禁止さ

れており、ぱちんこ業界においては、自主的に規制の策定などの取組が行われているところですが、今後、以下の取組を実施します。

- ぱちんこ営業における広告及び宣伝の健全化を図るため、著しく射幸心をそそるおそれのある広告宣伝が行われないう、ホール業者等が広告・宣伝に関する規制を遵守するための基準である「広告宣伝ガイドライン」に基づいた広告・宣伝を行います。

【遊技業協同組合】

### （普及啓発の推進）

ぱちんこ業界では、かねてよりぱちんこへの依存問題に関する啓発活動を実施しており、ぱちんこへの依存問題の相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク」（以下、「RSN」（※17）という。）の相談窓口告知ポスター、ステッカー等のぱちんこ営業所で掲示を推進しています。

また、ぱちんこへの依存を防止するための共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みには注意しましょう。」を策定し、RSNの相談窓口と併せ、共通標語のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシ等の各種媒体を活用し啓発を行うとともに、ぱちんこ営業所のウェブサイトにおける掲載、ぱちんこ営業所内のデジタルサイネージにおける表示等を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進していますが、今後、以下の取組を実施します。

- ぱちんこ業界において、毎年度「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（5月14日～5月20日）を中心に、遊技客に対するリーフレットなどの啓発資料の配付等を行うとともに、シンポジウム・講演会を開催するなど、ぱちんこへの依存問題やその他の対策について広く普及啓発を推進します。

【遊技業協同組合】

（※17）パチンコ依存及びパチスロ依存問題の相談サービスを提供している認定特定非営利活動法人です。

## ②アクセス制限及び施設内の取組

### （自己申告プログラム・家族申告プログラムの利用促進）

ぱちんこ業界では、ぱちんこ営業所の顧客会員システムを活用して、利用者が1日の遊技使用上限金額、1日の遊技時間及び1か月の遊技回数を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該利用者に警

告する「自己申告プログラム」や家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する「家族申告プログラム（利用者の「同意あり」・「同意なし」の2つあり）」の普及に取り組んでおり、令和6年度からは、チェーン店等の複数店舗への一括申告を可能とする運用が開始されました。

県内における両プログラムの導入店舗数は、令和7年12月末時点で、県内52店舗中45店舗まで拡大していますが、今後、以下の取組を実施します。

- 自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入店舗数が更に拡大するよう、自己申告プログラム・家族申告プログラムを導入している店舗を業界団体のウェブサイトに掲載し、依存防止対策が進んでいる店舗として情報発信するなど、両プログラムの更なる普及に向けた取組を推進します。

【遊技業協同組合】

#### **（来場者に対する身分証明書による年齢確認の実施）**

風営適正化法第22条第1項第5号において、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されており、ぱちんこ業界では、パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドラインの実施規定に基づき、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化するとともに、従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合は年齢確認を行っているほか、ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい来場者に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施していますが、今後、以下の取組を実施します。

- 18歳未満の者の立入りを防ぐ取組を推進するため、18歳未満の可能性があると認められる者に対し、身分証明書による年齢確認を確実にを行います。

【遊技業協同組合】

#### **（ぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去等の推進）**

現在、ATMを設置しているぱちんこ営業所はないものの、一部のぱちんこ営業所内には、デビットカード（※18）システム（1日3万円の利用制限あり）が設置されています。

ぱちんこ業界は、ぱちんこ営業所内に設置されているデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進してまいります。

## 【遊技業協同組合】

(※18) カードでの支払いと同時に自身の銀行口座から引き落としがされる仕組みのカードです。

### ③依存症対策の体制整備及び相談・治療につなげる取組

#### (アドバイザーによる依存防止対策の強化)

ぱちんこ業界においては、「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会」(※19)が、ぱちんこ営業所の従業員等に対し、講習会を開催し、修了した者には、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」(以下、「アドバイザー」という。)として、修了証を発行しており、令和7年12月末現在で、県内に466人がアドバイザーとして修了証の発行を受け、ぱちんこ営業所に配置されています。

アドバイザーは、リーフレット等を活用し、RSN、自己申告プログラム・家族申告プログラム、保健所・精神保健福祉センター等への紹介など、ぱちんこへの依存問題に関する相談等に対応する取組を行っていますが、今後、以下の取組を実施します。

- RSNが「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」に使用している映像教材「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」の内容を充実させ、ぱちんこ営業所のホールスタッフがRSNのホームページにアクセスしてe-ラーニング「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」を視聴するなど、依存防止対策の専門員としての資質の向上に努めます。
- ぱちんこ業界において、ぱちんこへの依存防止対策の講習を受けた担当者としてホールに配置されているアドバイザーが活動するにあたり、最新情報や依存問題対応事例を紹介するメールマガジンを配信し、アドバイザーの質の向上に努めます。

#### 【遊技業協同組合】

- アドバイザー講習の受講者を1店舗に平均5人以上配置するため、年間2～3回の講習会を開催し、講習受講者の増加を図ります。

#### 【遊技業協同組合】

- ポスターの掲示やリーフレット等を活用し、RSN、自己申告プログラム・家族申告プログラム、保健所・精神保健福祉センター等への

紹介など相談者に対する積極的な支援に努めます。

**【遊技業協同組合】**

(※19) 遊技業界の健全な発展目指し業界各団体の相互の連携と意思の疎通を図ることにより、業界の健全な発展に寄与することを目的に設置された業界団体です。

### **(相談機関及び治療機関の紹介)**

ぱちんこ業界では、RSNを設立し、ぱちんこへの依存についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センターを紹介しています。また、ぱちんこ営業所においても、来場者やその家族からぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合、アドバイザーが、必要に応じて、リーフレットを活用するなどし、RSN、精神保健福祉センター等の相談機関を紹介していますが、今後、以下の取組を実施します。

- ぱちんこ業界において、和歌山県が選定した依存症専門医療機関及び依存症相談拠点である精神保健福祉センターの情報をリーフレットに付加し周知を図るなど、ぱちんこへの依存問題を抱える人やその家族に周知し、専門性の高い医療機関等への紹介を進めます。

【遊技業協同組合】

### **(地域連携の強化)**

ぱちんこへの依存防止対策については、関係機関と連携・協力して進めることが重要であることから、ぱちんこへの依存問題を抱える人や家族が相談に訪れると思われるギャンブル等依存症に関する相談拠点等と、ぱちんこ営業所との双方向の情報提供や連携協力を推進することにより、本人や家族へのきめ細やかな対応を実現する必要があるため、以下の取組を実施します。

- 依存症相談拠点である精神保健福祉センターに、遊技業界の依存防止対策を説明し、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」の備置き・手交の依頼や同機関が行う広報への協力等を行うほか、各地域における相談窓口が一覧できる広報物を作成するなどして、相談者のニーズに応じて、適切に相談先を紹介できるよう準備するなど、ぱちんこ業界と依存症相談拠点との連携強化に努めます。

【遊技業協同組合】

### (3) 場外馬券場による取組

場外馬券場内での依存症啓発ポスターの掲示、場内モニターでのテロップ放映等を行っており、ギャンブル等依存症の相談があった場合には、全国公営競技施行者連絡協議会が設置している専門の相談窓口を紹介するとともに、ギャンブル等依存症者等が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合に、場外馬券場への入場制限を行うアクセス制限制度を実施しています。

また、20歳未満の者と思われるものに対し、警備員による声掛け及び年齢確認を行い、馬券の購入や20歳未満の者のみによる入場の防止を行っていますが、今後以下の取組を実施します。

- アクセス制限制度の積極的な周知や警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限及び20歳未満の者の購入禁止を着実に実施します。

【DASH和歌山】

- 引き続き啓発を行うとともに、和歌山県が作成するリーフレットを活用し、相談機関を紹介します。

【DASH和歌山】

#### ➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
全輪協主催の依存症研修の受講者数（伝達研修受講者を含む）	6人 (令和7年度)	45人 (令和8～10年度の累積)
自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入店舗数	52店舗中45店舗で導入（令和7年12月末）	全店舗導入
安心パチンコ・パチスロードバイザーの配置	52店舗で466人 (令和7年12月末)	平均5人以上

## 第5章 推進体制等

### 1 推進計画の進行管理について

本計画においては、各項目に設定した目標を達成するため、ギャンブル等依存症対策連絡会議を開催し、毎年度計画の進捗状況の管理を行い、対策における効果の評価を行います。

### 2 推進計画の見直しについて

ギャンブル等依存症に関する状況の変化や計画の進捗状況等に応じ、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中にかかわらず柔軟に見直すことができるものとします。

### 3 関連施策との連携について

ギャンブル等依存症対策の推進においては、アルコールや薬物等依存に関する施策との連携を図るほか、その背景にある多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、必要に応じ依存症連携会議を開催し、連携を推進します。